

特定教育・保育施設等の利用定員について

子ども・子育て支援法第31条第2項により、市長は、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、児童福祉審議会等の意見を聴かなければならないこととされていることから、次の施設について、利用定員の設定について、ご意見をお聴かせください。

1 意見聴取の対象施設

(1) 定員増施設

- ・施設名：スクルドエンジェル保育園久保稲荷園
- ・事業開始予定：令和2年10月1日
- ・定員：19名

内訳

内 訳	定員	0 歳	1 歳	2 歳
人 数	19	6	6	7

2 小規模保育事業の概要について

待機児童の多い3歳未満児の保育を増やすため、子ども・子育て支援新制度において新たに創設された地域型保育事業のうちの1類型で、地域型保育給付の対象となる事業です。

様々な事業形態から移行できることなどから、都市部の待機児童対策、人口減少地域の保育基盤維持など、地域の実情に応じた多様な保育の提供が期待されています。

- 対象年齢は0～2歳児
- 利用定員が6～19名までの比較的小規模な保育
- 3つの区分があり、資格要件などが異なります。

A型：保育従事者数のうち全員が保育士（利用定員6～19名） ⇒ 今回の整備予定区分

B型：保育従事者数のうち1/2以上が保育士（利用定員6～19名）

C型：保育従事者は家庭的保育者（利用定員6～10名）

3 認可及び給付対象施設の確認にあたっての考え方

(1) 子ども・子育て支援事業計画との関係

入間市子ども・子育て支援事業計画での幼児期の学校教育・保育施設における「計画期間における量の見込みと確保の内容」及び「各事業における確保の内容」を踏まえ、認可及び確認をします。施設の申込状況等も勘案し、供給過剰である場合など施設設置の受給調整が必要な場合などは、認可及び確認をしないことができます。

(2) 法令等との関係

「入間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「入間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」において定めた基準を満たす事業を認可・確認します。基準を満たさない場合は認可または給付対象施設の確認、若しくは、その両方ができません。

4 入間市子ども・子育て支援事業計画との整合性

- ・入間市子ども・若者未来応援プランでは、3号認定（0～2歳）の確保の内容（提供体制）に不足がある状況です。

5 待機児童への影響

- ・令和2年4月の入間市の待機児童については15名の見込みであり、そのほとんどが低年齢児となっていることから、今回の施設整備により待機児童の解消が期待できる。

6 新規設置予定施設概要（参考）

(1) 施設概要

- ・類型：小規模保育事業A型
- ・所在地：入間市久保稲荷3-1-8 ※別添案内図のとおり
- ・設置者：(株)スクルドアンドカンパニー（直営及びフランチャイズにより、全国で50施設以上の保育施設を運営）
- ・運営者：株式会社KAKEGAWA
- ・敷地面積：432.50㎡
- ・延床面積：110.86㎡ ※別添図面のとおり
- ・開園時間：月曜日～土曜日 7:00～19:00
- ・利用定員：19名

(2) 設置スケジュール

令和2年 5月 入間市児童福祉審議会
令和2年 6月 改修工事
令和2年 8月 認可申請書提出
令和2年10月 認可予定
令和2年10月 開園予定

(3) 小規模保育事業施設新設の効果

平成31年4月1日の待機児童数は、18名（うち3歳未満17名）でしたが、令和元年10月1日現在では、75名（うち3歳未満74名）に増加していることから、今年度についても年度途中での待機児童の増加が予想されます。

今回の新設により、3号認定（0～2歳）の定員の拡充（+19名）が図られます。

案内図



